

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	大口町 子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護を取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務」を行うため「臨時給付金システム」を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワード・生体認証により、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務を行う。 【事務の終了】 本事業は終了しており、下記の日時において書類の保管期間満了に伴い廃棄するため、公表を終了する。 令和15年3月31日
③システムの名称	臨時給付金システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 申請者情報ファイル 2. 対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)、番号法第9条第1項及び別表第一第100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) [情報照会] 番号法第19条第8号、番号法別表第二の121項 [情報提供] 情報提供しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町健康福祉部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町健康福祉部こども課 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	誤った個人の特定個人情報を照会しないよう申請者からマイナンバーの提供を受け、住民基本台帳システムで住所を含む3情報を確認した上で照会している。また、申請者からマイナンバーを得られない場合も同様に住民基本台帳システムで確認した上で照会している。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	毎年度研修計画及び監査計画を立て、会計年度任用職員を含む全職員へマイナンバー及び情報セキュリティに関する研修受講を実施している。また、特定個人情報を取り扱う全部署へ毎年度自己点検を実施し、輪番制で自己点検結果について内部監査を実施しているが、当該自己点検の点検内容に、マニュアル整備・研修受講についてチェック項目を設け、実施されていることを確認している。

变更箇所